

(意見書案第 17 号)

子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書

HPV（ヒトパピローマウイルス）感染が主な原因である子宮頸がんは、「予防できる唯一のがん」と言われている。年間約 1 万 5,000 人が新たに罹患し、約 3,500 人が亡くなっていると推計されているが、近年、若年化傾向にあり、死亡率も高くなっている。

昨年、子宮頸がん予防ワクチンが承認・発売開始となり、ワクチン接種が可能になった。費用が高額なため、一部の自治体ではワクチン接種への公費助成を行っているが、居住地により接種機会に格差が生じることがないように国の取り組みが望まれる。予防検診の実施についても同様に、自治体任せにするのではなく、受診機会を均てん化すべきである。

よって、政府においては、子宮頸がんワクチン接種と予防検診により発症を防ぐことが可能であることを十分に認識し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進
  - (1) 予防効果の高い特定年齢層に対する接種費用の全額補助
  - (2) 特定年齢層以外についても一部補助の実施
  - (3) 居住地域を問わない接種機会の均てん化
  - (4) ワクチンの安定供給の確保および安全性の高い新型ワクチンの開発に関する研究
- 2 子宮頸がん予防検診（細胞診・HPV検査）の実施の推進
  - (1) 特に必要な年齢を対象にした検診については国による全額補助
  - (2) 従来から行われている子宮頸がん検診を予防検診にまで拡大
  - (3) 居住地を問わない受診機会の均てん化
- 3 子宮頸がんおよび子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及、相談体制等の整備

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 9 月 21 日

釧路市議会

内閣総理大臣 }  
厚生労働大臣 } 宛